

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

カブシキガイシャ マツモトコウギョウショ
株式会社松本工業所

住所

奈良県生駒郡斑鳩町龍田4丁目8番20号

代表者氏名

ダイセキトリソマリヤフ マツモト タンヤ

電話番号

代表取締役 松本 雄也

FAX番号

事務所 TEL 0745-75-0871

メールアドレス

FAX 0745-74-2019

matsumoto_kougyousyo_0124@ybb.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者

奈良県生駒郡斑鳩町龍田4丁目8番20号

株式会社松本工業所
代表取締役 松本 龍也



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ マツモトコウギョウショ 株式会社 松本工業所		
住 所	奈良県生駒郡斑鳩町龍田4丁目8番20号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒヨウトリシマリヤク マツモト タツヤ 代表取締役 松本 龍也		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業所及び事業者の 住所変更	斑鳩町龍田北4丁目 2番38号	斑鳩町龍田4丁目 8番20号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目8番20号
株式会社松本工業所

会社法人等番号	1500-01-017405	
商 号	株式会社松本工業所	
本 店	<u>奈良県生駒郡斑鳩町龍田北四丁目2番38号</u>	
	奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目8番20号	平成27年12月16日移転 ----- 平成27年12月22日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	平成24年1月11日	
目的	1 土木工事業 2 水道施設工事業 3 管工事業 4 ほ装工事業 5 産業廃棄物収集運搬業 6 前各号に付帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 松本龍也 <u>奈良県生駒郡斑鳩町龍田北四丁目2番38号</u> <u>代表取締役 松本龍也</u>	
	奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目8番20号 代表取締役 松本龍也	平成27年12月16日住所 移転 ----- 平成27年12月22日登記

奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目8番20号
株式会社松本工業所

登記記録に関する
事項

設立

平成24年 1月11日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 1月10日
奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



整理番号 ル140463

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

定 款



株式会社 松本工業所



第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 松本工業所と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 水道施設工事業
3. 管工事業
4. ほ装工事業
5. 産業廃棄物収集運搬業
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県生駒郡斑鳩町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株

主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条' 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 7月 31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第

3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行つた取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 24 条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 10 回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名以上を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役が 2 名以上の場合は、代表取締役の互選によってそのうち 1 名を社長とする。

(業務執行の決定)

第 26 条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議をする。

- 一 本店移転
- 二 支店の設置、移転及び廃止

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主

名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

（剩余金の配当の除斥期間）

第 29 条 剩余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

（設立に際して出資される財産の最低額及び資本金）

第 30 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 500 万円とする。

- 2 当会社の設立時の資本金は、500 万円とする。

（発起人の氏名又は名称及び住所）

第 31 条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が設立に際して引き受けた株式数及び株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりである。

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北 4 丁目 2 番 38 号

松本 義治

普通株式 60 株 300 万円（1 株につき 5 万円）

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北 4 丁目 2 番 38 号

松本 龍也

普通株式 40 株 200 万円（1 株につき 5 万円）

（最初の事業年度）

第 32 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 24 年 7 月 31 日までとする。

（設立時の取締役及び代表取締役）

第 33 条 設立時の取締役及び代表取締役は次の者とする。

設立時取締役 松本 義治

設立時取締役 松本 龍也

設立時代表取締役 松本 義治

設立時代表取締役 松本 龍也

（設立時の本店）

第 34 条 当会社の本店を奈良県生駒郡斑鳩町龍田北 4 丁目 2 番 38 号に置く。

(定款に定めのない事項)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めると
ころによる。

株式会社松本工業所設立のため、発起人を代理して司法書士桑原奉昭がこの
定款を作成し電子署名する。

平成 23 年 12 月 21 日

発起人 松本 義治

発起人 松本 龍也

上記代理人 司法書士桑原奉昭



この写しは原本に相違ありません。

平成 年 月 日

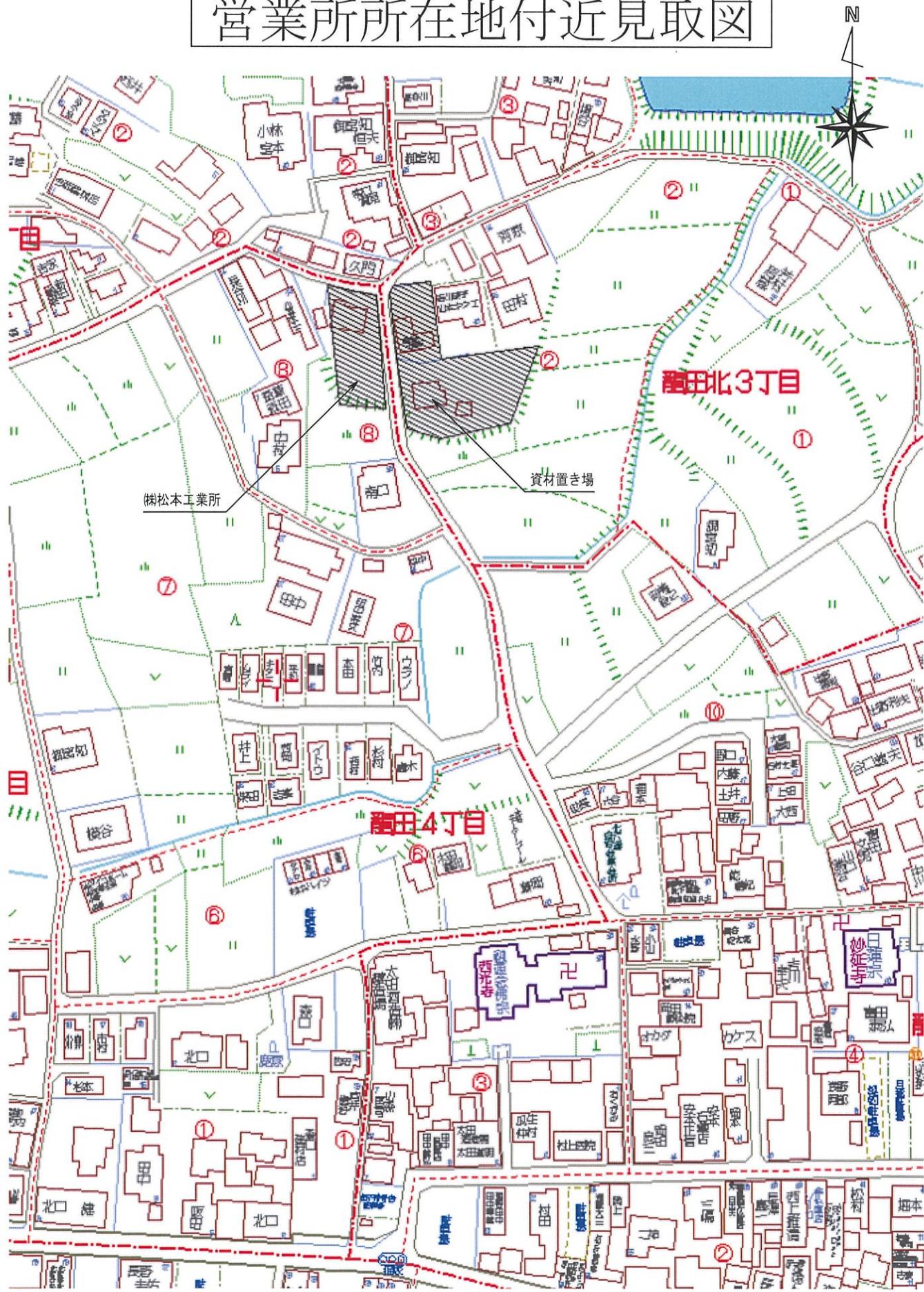
奈良県生駒郡斑鳩町龍田4丁目8番20号

株式会社 松本工業所

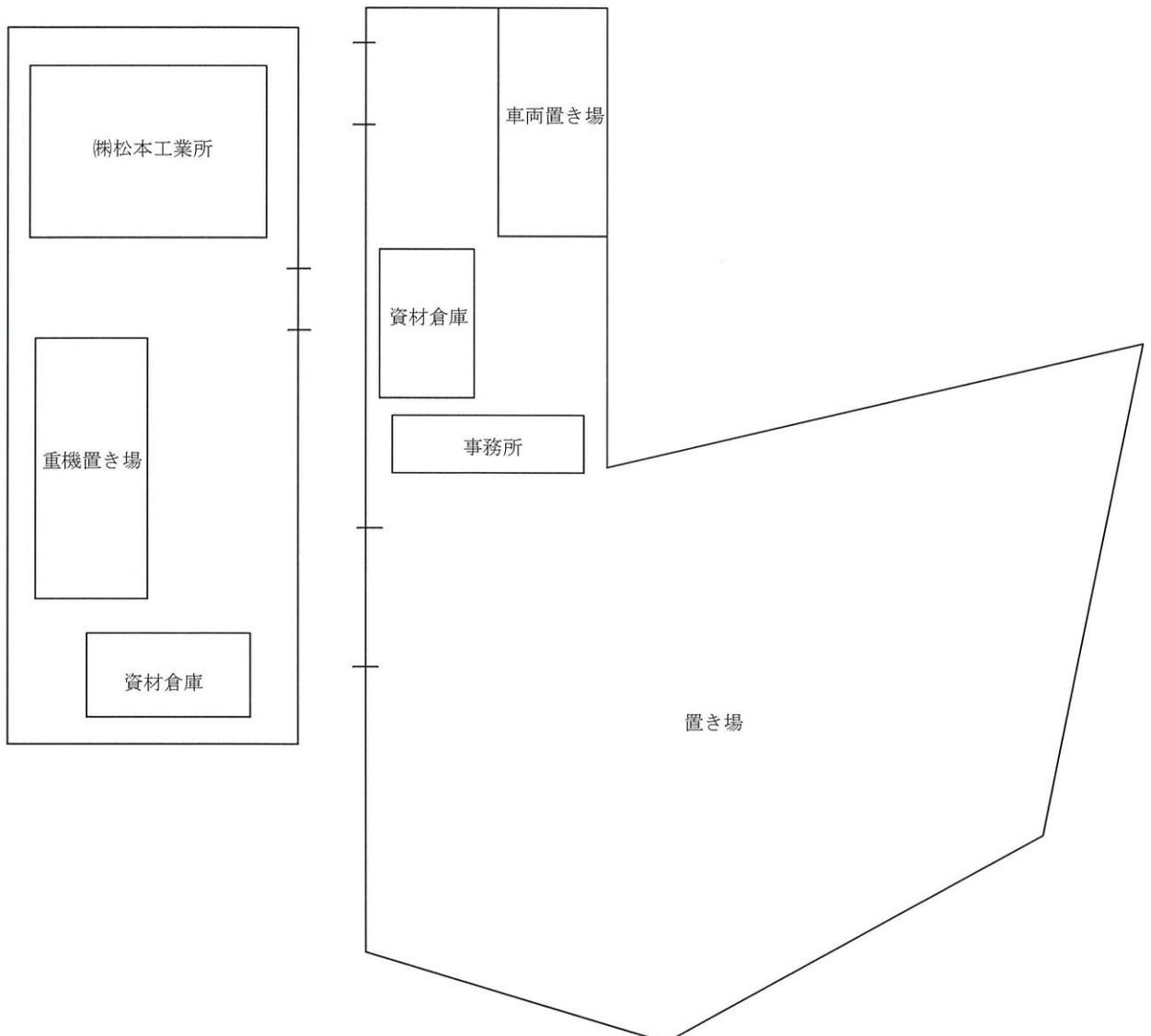
代表取締役 松本 龍也



営業所所在地付近見取図



営業所平面図





測 点:	
工 種:	
種 別:	
細 別:	

事務所 外観



測 点:	
工 種:	
種 別:	
細 別:	

事務所内

余 白

測 点:	
工 種:	
種 別:	
細 別:	